

告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

測量計画機関である長瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

長瀬町

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

埼玉県秩父郡長瀬町大字矢那瀬、岩田地区

四 作業期間

令和二年十月十日から令和二年十二月二十八日まで